

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都市計画事業の認可（二件）……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定（二件）……………（環境局環境改

善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…

○東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………

……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…

### 告示（選）

○東京都選挙執行規程の一部改正……………

### 告示（公）

○教習指導員審査の実施……………

## 告示

### ●東京都告示第九百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一  
項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、  
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東久留米市

二 都市計画事業の 東村山都市計画緑地事業第十三号前

種類及び名称 沢緑地

三 事業施行期間 令和七年九月十九日から令和十四年

三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

東久留米市前沢三丁目地内

使用の部分

東久留米市前沢三丁目地内

### ●東京都告示第九百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一  
項の規定に基づき町田都市計画緑地事業を認可したので、  
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の 町田都市計画緑地事業第三十四号連

種類及び名称 田緑地

三 事業施行期間 令和七年九月十九日から令和十二年

三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

町田市下小山田町字宮ノ前地内

使用の部分

なし

### ●東京都告示第九百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」  
という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位  
置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
いて縦覧に供する。

令和七年九月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る  
道路の種類

取消年月日

取消しに係る  
道路の位置

取消しに係る  
道路の延長及  
び幅員（単位  
メートル）

法第四十二条 令和七年八  
第一項第五号 月二十二日

の規定による  
道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

道路

### ●東京都告示第九百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

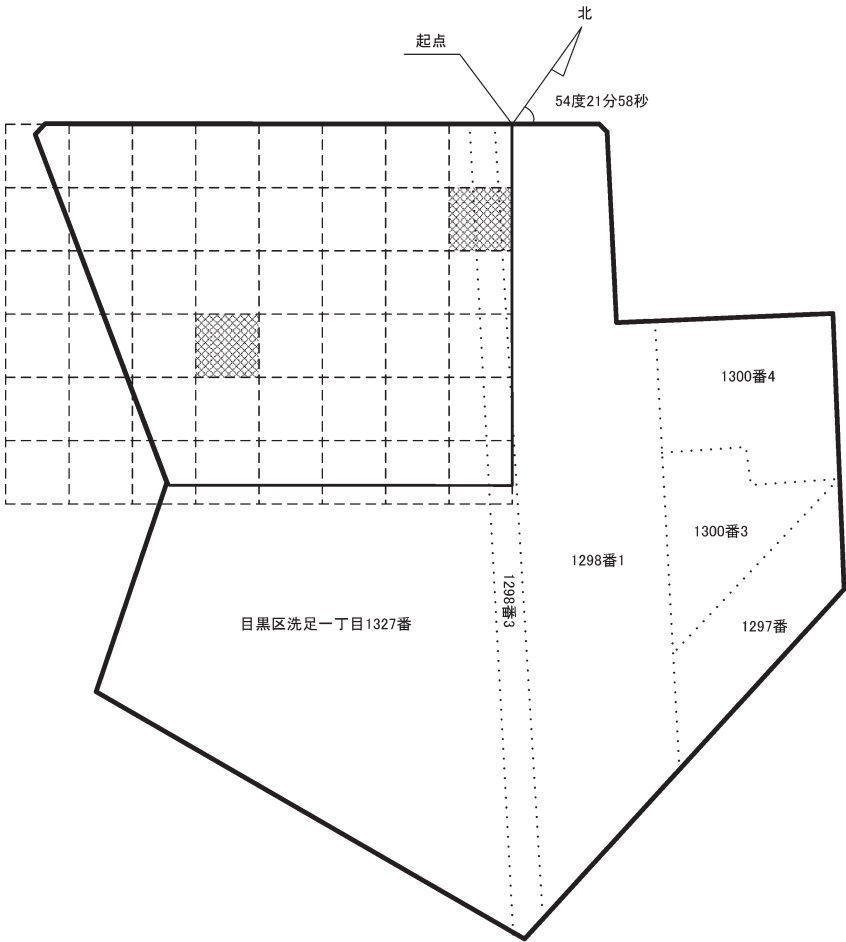
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区洗足一  
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- ..... 筆境界
- - - 単位区画
- 形状変更時要届出区域

【起点】  
起点の座標はX=-42833.503, Y=-12551.230とする。  
※起点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(54度21分58秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## ●東京都告示第九百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

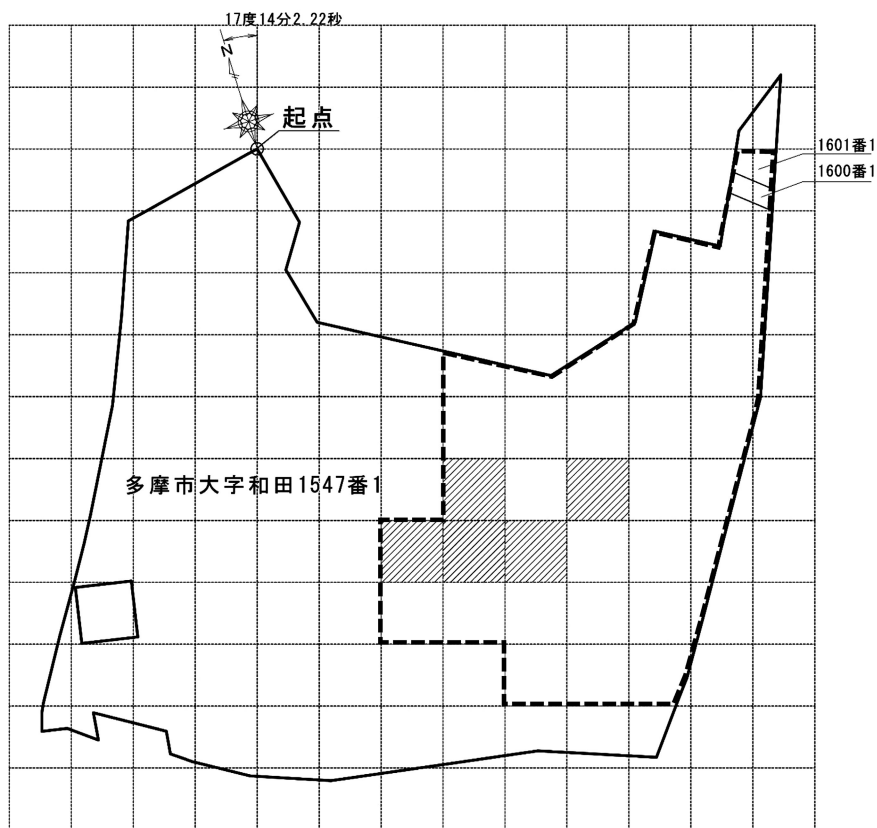
令和七年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（多摩市大字和田地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ジクロロメタン

別図



## 【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- 形質変更時  
要届出区域

## 【起点】

起点は、多摩市大字和田1547番1の最北端とする。

## 【格子の回転角度（17度14分2.22秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## ●東京都告示第九百二十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）

第四条第二項の規定に基づき、東京都立春海橋公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域 別図のとおり

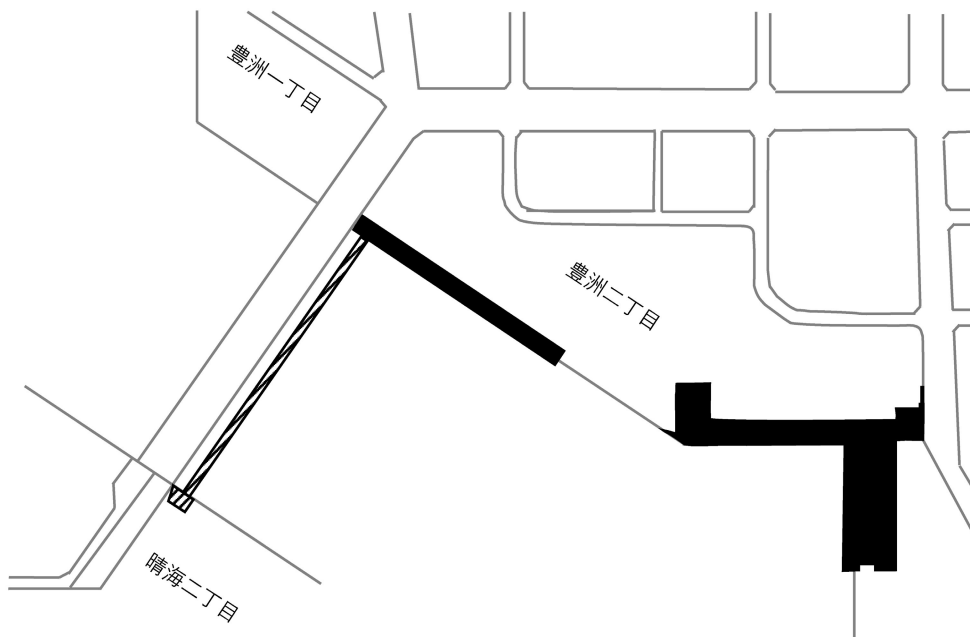
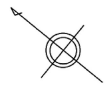
二 面積 変更前 二三、九六七・八四平方メートル

変更後 二五、一二四・六八平方メートル

三 変更年月日 令和七年九月十九日

別図

春海橋公園



0 40 200 400m

■ 既開園区域  
▨ 今回開園区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十四号

東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

東京都選挙管理委員会

第十六条第一項第三号中「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改め、同号ただし書中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第311号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月19日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転

免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28

第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月20日（月曜日）から同月24日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和7年10月2日（木曜日）及び同月3日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年9月22日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

7 審査手数料

12,000円。ただし、審査細目を免除される者は、警視

庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

- ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード
- イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

価定

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

